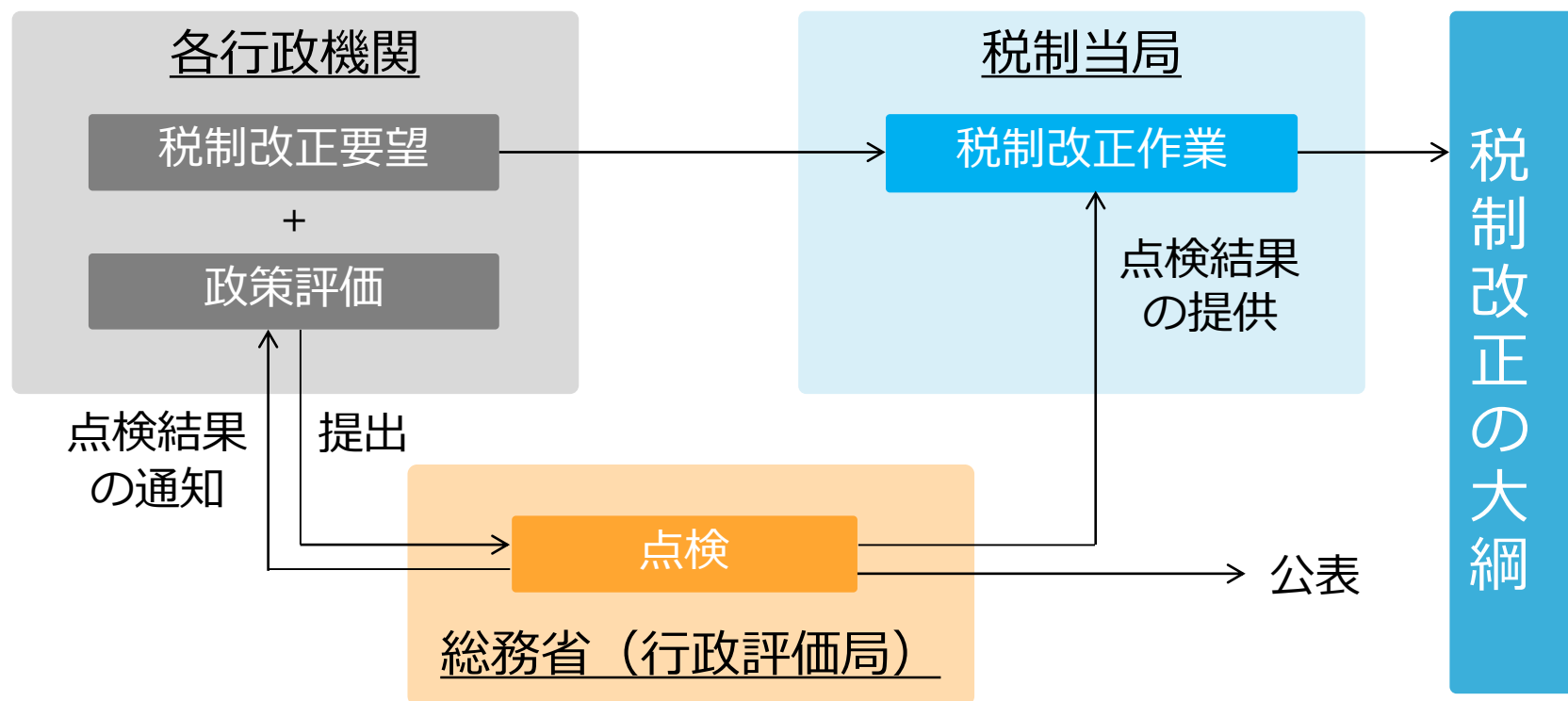


# 租税特別措置等に係る政策評価の点検結果 (令和6年度)

令和6年11月  
総務省行政評価局

# 租税特別措置等に係る政策評価と総務省による点検

- 租税特別措置等に係る政策評価は、税制改正作業に有用な情報を提供するとともに、国民への説明責任を果たすため、各行政機関自らが実施
- 総務省は、政策評価書において十分な分析・説明がなされているかという観点から点検を行い、各行政機関及び税制当局に結果を通知・提供



(参考) 租税特別措置等に係る政策評価の義務付け対象は、法人税（国税）、法人住民税・法人事業税（地方税）関係の措置のうち、税負担を軽減・繰延べするもの

# 点検結果の概要

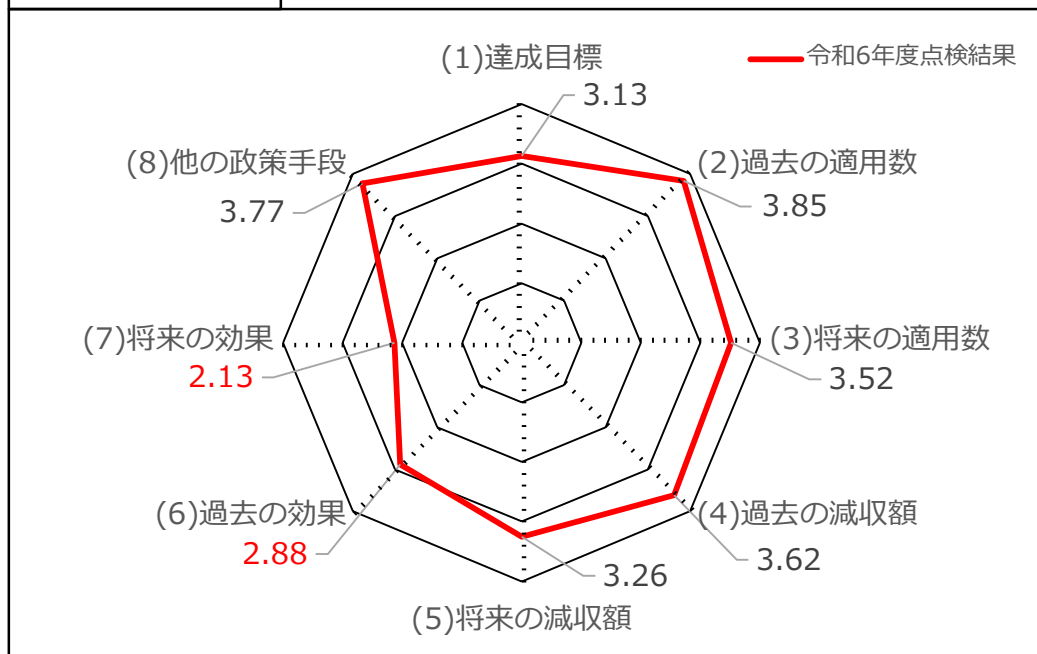
- 令和7年度税制改正要望に係る31件の政策評価書を対象に以下の項目について十分な分析・説明がなされているかという観点から点検を実施

<31件の内訳>

内閣府7件、金融庁1件、厚生労働省6件、農林水産省1件、経済産業省10件、国土交通省5件、環境省1件

- その結果、「過去の効果」や「将来の効果」を中心に、不十分なものが一定数みられる状況

分析・説明状況



<点検の観点>

- (1) 達成目標：当該措置により達成しようとする目標が具体的に設定されているか
- (2)(3) 過去・将来の適用数：当該措置の適用数の実績及び見込みが具体的に把握・予測されているか
- (4)(5) 過去・将来の減収額：当該措置による当該措置の導入による税収への影響を把握しているか
- (6)(7) 過去・将来の効果：あらかじめ設定した達成目標の実現状況（効果）が具体的に把握・予測されているか
- (8) 他の政策手段：当該措置によるべき理由が他の政策手段との比較を踏まえて具体的に明らかにされているか

※ 点検の観点ごとにA～Eの5段階で評定を付与し、これらの評定を4～0に点数化して平均点を算出したもの

# 適用数が僅少であり、効果の説明も不十分な例

《厚労02》生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却の適用期限の延長（法人税、法人住民税及び法人事業税）

措置の内容：生活衛生同業組合及び生活衛生同業小組合（飲食業・理・美容業・クリーニング業等の営業者による自主的な活動団体）が策定する振興計画に基づく共同利用施設（一の共同利用施設の取得価額が400万円（建物にあっては600万円）以上のものに限る。）に係る取得価額の6%の特別償却制度

## 達成目標

生活衛生同業組合等の共同利用施設整備を通じ、生活衛生関係営業者の経営基盤の安定・強化とともに、衛生水準の維持向上を図ることで、**令和8年度における生活衛生関係営業の業況判断DIがプラスへ改善すること**を目標とする。

※ 生活衛生関係営業の業況判断DIとは、株式会社日本政策金融公庫が公表している「生活衛生関係営業の景気動向等調査結果」による企業の景況感を示す指数のこと。

## 適用数

(件)

R3	R4	R5	R6 (見込み)	R7 (見込み)	R8 (見込み)
0	1	0	1	1	1

## 効果（達成目標の実現状況）

### 【過去の効果】

生活衛生関係営業者については、長きにわたったコロナ禍の影響が残る事業者もある中、物価高騰等の影響やゼロゼロ融資の返済が本格的に開始したこと等により、生活衛生関係営業者の経営は依然として厳しい状況にある。  
(中略)

結果として、本税制措置の近年の適用実績は令和4年度に1件であったが、業況判断DIは当時から現在においてプラスへ向かって回復傾向ではあったが、**依然としてマイナスで低調であり、回復には至っていない。**

### 【将来の効果】

日本政策金融公庫「生活衛生関係営業の設備投資動向（2023年）」によれば、引き続き、設備投資に意欲のある生活衛生関係営業者は一定数存在しており、これらの整備についても共同利用施設として生活衛生同業組合等が実施することで、個々の営業者の経営基盤の安定・強化とともに、生活衛生関係営業の業況判断DIがプラスに改善し、**業況判断DIが年間を通じてプラスの数値で安定的に推移するもの**と考える。

## 点検結果の概要

租税特別措置等が達成目標の実現に有効な手段であるかどうか、**過去及び将来の適用数が僅少であることを踏まえた分析がなされていない**。また、過去及び将来の効果（達成目標の実現状況）も定量的に示されておらず、**本特例措置が達成目標の実現にどの程度寄与するのか明らかにされていない**。

# 適切な達成目標が設定されておらず、効果の説明も不十分な例

《経産04》中小企業者等の法人税率の特例の延長（法人税、法人事業税及び法人住民税）

措置の内容：中小企業者等に係る法人税について、年800万円以下の所得金額の部分については税率を15%に軽減する。

## 達成目標

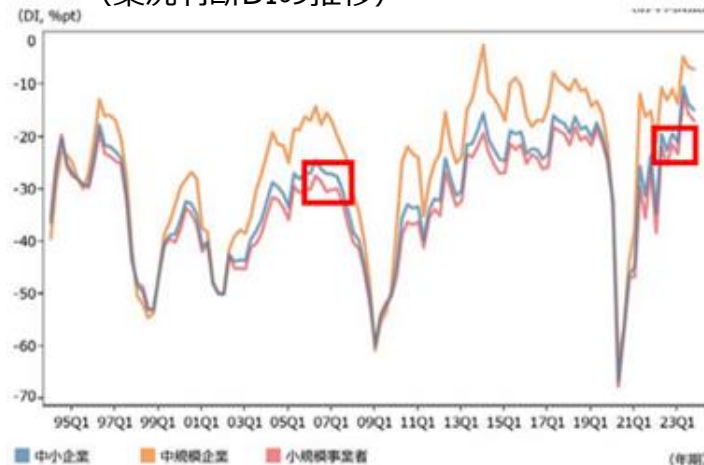
中小企業を取り巻く事業環境の先行きが不透明な中、厳しい経営環境の下で経営を行っている中小企業を後押しするため、軽減税率引き下げを含めた中小企業政策を一体的に展開することにより、中小企業の経営基盤を強化し、その成長力を高め、地域経済の活性化を図り、日本経済の自立的な経済成長に貢献する。

測定指標は、延長後の適用期限において、**中小企業を取り巻く業況、資金繰り状況、売上高の状況が、本措置導入以前と比較しても同等程度の水準に持続的に回復しているかどうか。**

## 効果（達成目標の実現状況）

（業況判断DIの推移）

出典：中小企業景況調査



延長後の適用期限において、中小企業を取り巻く業況、資金繰り状況、売上高の状況が、本措置導入以前と比較しても同等程度の水準に持続的に回復しているかどうかという達成目標について、

**業況、資金繰り状況については、本措置導入以前と比較しても同等程度の水準に回復しているが、売上高の状況は未だ達成できていないため、引き続き本制度が必要。**

## 点検結果の概要

**達成目標が他の要因の影響を受けやすいなど適切に設定されておらず、また、将来の効果（達成目標の実現状況）も予測されていないため、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのかが明らかにされていない。**

※ 評価を適切に行うためには達成目標を定量的に設定し、事後的に検証可能なものとする必要がある